

別表第二 参考手法（第二十三条関係） 改正部分

参考項目	調査の手法	予測の手法
<p>環境要素の区分</p> <p>放射線の量（粉じん等の発生に伴うもの）</p> <p>建設機械の稼働（陸上埋立）</p> <p>建設機械及び作業船の稼働（水面埋立）</p> <p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p> <p>埋立・覆土用機械の稼働（陸上埋立）</p> <p>埋立・覆土用機械の稼働（水面埋立）</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>調査すべき情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 粉じん等の状況</p> <p>ハ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>放射線に係る環境影響が最大になる時期</p>
<p>放射線の量（水の濁りの発生に伴うもの）</p> <p>造成等の施工（陸上埋立）</p> <p>護岸等の施工（水面埋立）</p>	<p>調査すべき情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 濁度又は浮遊物質の状況（河川にあつては、その調査時における流量の状況を含む。）</p> <p>ハ 流れの状況</p> <p>ニ 土質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>五 調査期間等</p> <p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>
<p>放射線の量（建設工事に伴う副産物に係るもの）</p> <p>造成等の施工（陸上埋立）</p> <p>護岸等の施工（水面埋立）</p>	<p>調査すべき情報</p> <p>イ 地形の状況</p> <p>ロ 土地利用の状況</p> <p>ハ 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況</p> <p>ニ 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</p> <p>二 調査地域</p> <p>対象最終処分場事業実施区域並びに前号ハ及びニの情報を適切に把握するために必要な地域</p>	<p>予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>対象最終処分場事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>

参考手法

- 一 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立の用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することをいう。
- 二 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 三 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」及び「重要な種」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要な生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）、又は特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 七 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望するための場所をいう。
- 八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観をいう。
- 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。